

## ☞ 使用人兼務役員になれない役員

Q: 使用人兼務役員に対する使用人分賞与は、損金に算入できると聞きました。

では、使用人兼務役員になれない役員とはどのような役員なのか教えてください。

A: 経営上枢要な地位にある役員は、使用人兼務役員になることはできません。

### 【解説】

使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいますが、次に掲げる者は、経営上枢要な地位にあることから使用人兼務役員になれないこととされています。

- (1) 社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、清算人その他これらに準ずる役員
- (2) 合名会社及び合資会社の業務執行社員
- (3) 監査役及び監事
- (4) 同族会社の役員のうち次の要件のすべてを満たしている者
  - ① その会社が同族会社であることについての判定の基礎となった株主グループに属していること
  - ② その所属する株主グループの持株割合が10%を超えていること
  - ③ その役員（配偶者及びこれらの者の持株割合が50%以上である会社を含みます）の持株割合が5%を超えていること

